

# 華北傀儡政権の 組織機構について

張 同 楽

(訳 和田英穂)

盧溝橋事件以後、日本軍は「華をもって華を制す」方針のもとで、各占領地に傀儡政権を樹立した。華北傀儡政権は日本が陰でコントロールした傀儡組織だった。一九三七年七月三〇日「北平市治安維持会」が成立、七月三一日「天津市治安維持会」が成立、一二月一四日「中華民国臨時政府」が成立した。一九四〇年三月三〇日には、汪兆銘が南京で「国民政府」を樹立し、「中華民国臨時政府」は日本軍の命令により「華北政務委員会」と改称、華北における汪兆銘国民政府の行政機関となった。本論中の華北傀儡政権とは「一九三七年一二月に北平で成立した中華民国臨時政府およびその後の華北政務委員会のことを指し、同年成立した察南自治政府、晋北自治政府、蒙古連盟自治政府およびその後これらの三つの自治政府が連合して成立し

た蒙古連合自治政府は含まない。これらの管轄した区域は現在は華北地区に属するが、抗日戦争時期は異なる地区に属し、北平の臨時政府や華北政務委員会の管轄下にはなかった。したがって、ここで言う「華北傀儡政権」の「華北」という言葉は、現在の行政区分や地理概念上の「華北」とも大きく異なる。本論では、「中華民国臨時政府」と「華北政務委員会」の管轄下にあった河北、山東、山西、河南等各省および北平、天津、青島の三つの特別市という実際に統治下にあった地域、それから「中華民国臨時政府」の管轄下にあった蘇北地区を指す。本論では華北傀儡政権の組織機構に関する考察と研究を試みてみたい。

## 一 北平、天津維持会の形成

一九三五年「華北自治運動」が展開する中で、日本駐屯軍の北平および天津の特務機関は早くも、冀察の地方当局や北平、天津で蟄居していた北洋政府の關係者の中から親日派を探し、適当な時期が到来したら表舞台に押し上げ、日本の中国侵略の道具にしよとしていた。盧溝橋事件勃発後、第二九軍が北平から撤退し、国民党の北平政権が動揺していた当時、宋哲元は張自忠に冀察政務委員会委員長、冀察綏靖公署主任、北平市長等の職を代理させ、日本軍と渡り合おうとしたが、日本軍の圧力により、張自忠は職を全うすることが難しくなり、黙って北平を去るしかなかった。日本軍は武力で北平と天津を占領すると同時に、中国人の日本軍に対する反抗心を軽減するべく、「治安を安定させる」ことを名目に、漢奸を推し出し「治安維持会」を組織した。一九三七年七月二十九日朝、第二九軍が北平城から撤退したばかりの頃、日本駐北平大使館付陸軍武官補佐官今井武夫は北平特務機関長松井太一郎と秘密裏に会し、かつて北京民国政府國務総理を代理した経験を持つ江朝宗を担ぎ出し、「北平地方維持会」を組織した。七月三〇日、北平治安維持会は中南海懷仁堂に成立し、江朝宗が会長（主席）に就任し、常務委員には「冷家驥、呂習

恒、周肇祥、鄒泉孫、梁亜平、周覆安、林文龍」がおり、委員には吳佩孚、潘毓桂、王毓霖等がいた。顧問は六十名余りだった。

冀察政務委員会解散後、「北平治安維持会」は北平市の最高機構となった。その「弁事細則」では、常務委員と常務顧問は五組に分かれ、それぞれ主任一名、副主任一名か二名、専門委員若干名、また、組員一名から三名と事務員若干名を置くことを規定し、各組の顧問は毎日勤務することを規定した。<sup>3</sup> これらのいわゆる「顧問」とは当然日本人であり、それぞれ二、三名の顧問がいた。顧問は各組の実権を握っており、正式な手続きを踏まずに直接市に属するすべての機関のすべての資料を得、重要な業務を行うことができた。「北平市地方維持会簡章」では、「本会は委員制を採用し、本市各局長処長等も当然委員であり、本市士紳自治団体、市商会、銀行公会、文化団体等の代表若干名も委員とする」とある。六十名余りの顧問を招聘しているが、そのうち曹汝霖、陸宗輿等親日派も顧問となり、「日本人」は顧問の総数の四分の一を占めた。こうした状況から、「北平維持会」は委員制を採用し、完全に日本軍の統制下にある臨時の傀儡組織であることがわかる。同会会長や各組主任はすべて中国人だが、彼らはみな日本人顧問の制御の下に行動していた。実権を握っていたのは日本人顧問であり、「維持会」委員たちの「太上皇」だった。北平

治安維持会はすべての重要な事柄は日本人の顔色を伺いながら行うしかなく、何の決定権も持たなかった。このことはこの時期すべての傀儡組織の顕著な特徴である。一〇月一二日、北平市治安維持会は北平市を「北京市」に改称した。

一九三七年七月三十一日、北京政府内務総長を歴任し、一九二三年に一度総統を代行したこともある高凌霨が「日本軍司令部の同意を得て」天津市維持会を組織し、八月一日には、天津市地方維持会が正式に成立した。同日制定した「天津市治安維持会章程」では、天津市維持会の役割について次のように規定した。「本会は無政府状態にある天津市の治安を回復し、市民の生命・財産を保護し、人心を安定させることを目的とする」。「維持会」の管轄区域は天津市特別市全域をその範囲とした。天津市維持会の下には、総務、公安、社会、財政の四局が置かれた。総務局は庶務、人事、文書、渉外およびその他部局に属さない事項を担当した。公安局は警察、行政および司法の事務を担当、治安維持にあたった。社会局は救済、食料対策、教育、衛生、宣伝等の事項を担当した。財政局は金融対策、財務管理を担当した。組織制度上、天津市維持会は「合議制」を採用していた。高凌霨は「維持会」委員長に就任し、王竹林（商会会長、大阪の会社の買弁）、劉玉書（日本陸軍士官学校卒業）、王曉岩、孫潤宇（法政大学卒業）、邸玉堂（日本

の金屬製品を扱った晋隆商行社長）、方若（八カ国連合軍が天津侵攻時に日本軍を手引きした人物）および沈同午、趙聘卿、張志微、鈕伝善、劉紹琨などの人物が委員となり、「維持会」は事実上地方政府の役割を担った。天津市地方治安維持会には、秘書室と一科、二科、三科が設けられ、下に総務、公安、財政、社会、工務、教育、衛生の七つの局と電政監理処、地方輔治会、特別一区、二区、三区公署が置かれた。天津市維持会成立後、もともと河北省と南京国民政府に属していた機構もいくつかその管轄下に置かれた。

九月一三日、北平、天津両市の治安維持会が連合し「平津地方治安維持会連合会」が成立、高凌霨が首席代表となった。その他代表として、鈕伝善、冷家驥、周肇祥、および冀東防共自治政府連絡員の任国梁が選ばれた。同会は北平、天津治安維持会それぞれ代表を二名ずつ出して構成され、北平、天津の共同事項や対外問題を処理し、冀東防共自治政府と緊密に連絡を取った。同会は首席代表を一名置き、議事を統括した。首席代表は相互に推薦で決めた。同会の下には秘書局が置かれ、秘書局長は首席代表の命令により、平津地方治連会の業務を処理し、秘書局の業務を統括した。北平、天津両市の地方維持会の主な役割は、「迅速に統治区内の治安を確立する」ことであり、例えば、管轄内の政務や警察力の回復、財政と税務の接収管

理、物価の抑制、難民の救済などがあげられる。実際の目的は日本軍占領区の「社会秩序回復」にあった。

平津治安維持会が成立してまもなく、華北のその他の地区で次々とさまざまな傀儡組織が出現した。例えば、石門（現石家莊市）に「冀南各地各県治安維持連合会」が成立し、漢奸馬良は済南に「山東省治安維持会」を、旧官僚の蘇体仁は太原に「山西省臨時政府」を、旧軍閥蕭瑞臣は彰德（現安陽市）に「河南省自治政府」を成立させた。一九三七年八月一日には、河北省地方維持会連合会が北平に成立し、孟玉双（孟錫珏）が首席委員となり、「北平市西長安街の市参議会の跡地を」職務の場所と定めた。これは自称「人民団体組織」だったが、実際は河北省各県の北平に留まった地方地主や商人が推薦され構成した組織だった。

各地「維持会」は臨時の市政機構であり、その上にはまだ統一の政権組織はなかった。日本の中国への全面戦争の目的は、武力により中国を植民地として独占することだった。特に華北への侵略は、満州事変を発動し満州国を樹立させて以来、日本がずっと追い求めた目標だった。したがって、日本軍は維持会を組織すると同時に、華北地区に傀儡政権を成立させる準備を進めていた。

八月一日、関東軍司令部は「時局処理要綱」を制定し、五省の自治を最終目標と定めた。まず、河北と山東二

省（将来は山西も含む）をひとつの政権に組みかえ、北平に置き、同政権には有能な日本人顧問を配置する。日本人顧問を通じて、その外交、経済、内政に関して裏で指示を行うというものだった。実際日本は「華をもって華を制す」策略、すなわち漢奸を利用して傀儡政権を成立させ、「顧問」を派遣する方法により、同政権をコントロールした。この考え方は、日本の中国から「華北を分離させる」という一貫した方針を踏襲したものだった。日本軍占領地の拡大に伴い、華北に傀儡政権を樹立する方針と目標も変化していった。

## 二 中華民国臨時政府の構造

一九三七年一月八日太原が陥落、一月一二日上海が陥落すると、南京国民政府は一月二〇日に重慶に遷都することを宣言した。二月初めには南京は日本軍に包囲された。こうした状況下で、華北日本軍特務部は総務課課長根本博大佐を香港に派遣し、蟄居中の王克敏を「下山」させ、「政府」を組織させることを計画した。王克敏は一九〇三年拳人に合格、中国日本留学生副監督、駐日公使参事官、直隸交渉使を歴任し、一九一七年に中国銀行總裁、一九一七年と一九二三年には二度にわたり北京民国政府財政総長を歴任し、一九三五年一月には冀察政務委員会委員

に就任した。

一九三七年二月七日、王克敏は根本博とともに北平に到着し、特務部の指令により北平に留まっていた湯爾和、王揖唐、齊燮元、董康、高凌霨等を召集し、具体的に計画を進めた。

湯爾和は金沢医学専門学校を卒業。一九二二年以降北京政府教育総長、内務総長、および財政総長等の職を歴任した。一九三五年冀察政務委員会委員に就任した。王揖唐は日本で軍事を学び、北京政府内務総長、安福国会衆議院議長、北方議和総代表等の職を歴任、安福系の中心人物の一人だった。一九二八年南京国民政府は王を指名手配した。

一九三五年冀察政務委員会委員に就任した。齊燮元は日本陸軍士官学校を卒業、北京政府の時に江蘇督軍、江蘇、安徽、江西巡閱使等の職を歴任した。第一次奉直戦争の時、齊は奉浙連軍第一路軍總司令に任ぜられたが、失敗後日本に逃亡した。一九三五年冀察政務委員会委員に就任した。董康は一九三二年日本に留学、一九一四年と一九二〇年に二度北京政府大理院院長に就任し、前後して司法総長や財政総長代理などを歴任、一九二六年以降は政界から離れ、東吳大学教授や上海法科大学教授等の職に就いた。高凌霨は天津維持会兼京津連合維持会会長を歴任した。王克敏らは日本軍特務部長喜多誠一らとの連日にわたる協議を経て、「中華民国臨時政府」の組織大綱や主要メンバーの人

選を決定した。

#### (一) 傀儡政権の「政治」理念の構築

華北日本軍特務部の規定によれば、華北傀儡政権の組織大綱は英米などのような三権分立と責任内閣制により制定し、總統制を採用した。近代政治制度から言うと、總統制は總統が政府を指導あるいは任命する。政府の構成は議会の政党の議席数の多少では決められず、政府は形式上も實際も議會に責任を負わず、總統に責任を負う。總統は選挙民が定期的に選挙を行うことで誕生し、選挙民に責任を負う。しかし当時日本は「總統」に適当な人選ができておらず、「大總統」の席は空席にせざるを得ず、行政、議政、司法の三つの委員会を設け、それぞれが「国家」の職権を担った。「行政委員会」は政務を処理する機関で、華北傀儡政権の主体だった。「行政委員会」の下には内政、治安、教育、賑濟、実業、司法の六部と建設総署が置かれ、王克敏は行政委員会委員長兼行政部総長に就任した。「中華民國の行政権は行政委員会、立法権は議政委員会、司法権は法院により執行された」。

王克敏らが樹立した傀儡政府は臨時の性質を帯びていたため、名前を「臨時政府」とし、依然「中華民國」を年号とした。

「中華民国臨時政府」はもともと一九三八年一月一日に

成立する予定だったが、一九三七年一月一日、日本軍が国民政府首都南京を陥落させ、日本軍がこれを南京国民政府の「崩壊」と考えたため、華北日本軍特務部は即刻王克敏に二月一日北平中南海居仁堂で「中華民國臨時政府」樹立を宣言させ、「成立宣言」を発表させた。同日、北平、天津地方治安維持会連合会は解散宣言を発表した。一九三八年一月一日は「中華民國臨時政府」の正式な「業務開始」の日に過ぎなかった。

「中華民國臨時政府」は日本軍が華北の占領区に樹立させた傀儡政権だった。政府委員に湯爾和、董康、王克敏、王揖唐、朱深、江朝宗、高凌霨、齊燮元が、常務委員に齊燮元、董康、王克敏、王揖唐、朱深がいた。王克敏は行政委員会委員長兼行政部総長、湯爾和は議政委員会委員長兼教育部総長、董康は司法委員会委員長、齊燮元は治安部総長、朱深は司法部総長、王揖唐は賑濟部総長に就任した。

中華民國臨時政府は政権の構成において、北洋政府時代の腐ったゴミを拾い上げ、五色の旗を「国旗」とし、中華民國の年号を継承し、首都を北平に定め、将来の「中国中央政府」の可能性を含めた。「卿雲歌」を「国歌」とし、軍や政治の要員の多くは北洋政府時代の残存勢力や落ちぶれた政治屋であった。「卿雲歌」の歌詞では「卿雲爛たり、糾縵縵たり、日月光華あり、且復た旦」と歌うが、華北の漢奸たちは日本軍の武力の下、人民の塗炭の苦しみの

中で高らかに歌い、互いに就任を祝いあった。

二月二日、日本の内閣は華北の日本軍特務部が成立させた「中華民國臨時政府」の方針について承認した。内閣で決定した「支那事変処理要綱」では「少しずつこの政権を拡大、強化し、新たな中国の中心勢力としなければならない」、「この政権により華北における信望を得るだけでなく、華中、華南の信望も得なければならない」と述べている。このため新時代に適応した組織を準備する必要があるのみならず、全中国に号令する主義と綱領が必要だった。この方針はその後一九三八年一月一日の御前会議の決定により、日本の中国を滅ぼすための既定方針となった。

## (二) 臨時政府の組織系統

中華民國臨時政府は行政委員会、議政委員会、司法委員会を置いた。

### 1 行政委員会

行政委員会は臨時政府の最高行政機関であり、「(1)議政委員会に提出する法律案 (2)議政委員会に提出する予算、決算案 (3)議政委員会に提出する宣戦、講和、条約の締結案 (4)特赦、減刑および復権に関する事項 (5)所属各機関の簡任官の任免事項 (6)その他本委員会を経て決議しなければならぬ事項」について主管した。つまり、行政委員

会の役割は、議政委員会への関連法規や政府予算案の提出、宣戦、講和の行使や条約の締結、特赦や減刑、復権の行使、所属機関官吏の任免、機関権限の争議等だった。行政委員会には内政部、財政部、治安部、法部、教育部、実業部、および事務処、外事局、交通局、印刷局、審計局、調査処、情報処等の機関が置かれた。

## 2 議政委員会

議政委員会は一九三八年一月に成立、その後の二年間は、同委員会が審議しなければならない案件について、毎回会議議決後に各主管機関に送られそれぞれ執行されていた。一九三七年一月二十九日から一九三九年一月一四日まで、定例会議が九〇回、臨時会議が六回行われ、三三三案の議案が通過した。そのうち法律に関する案件は一五九件、各機関が規定すべき各種法令以外に、政府宣言に抵触する法令の廃止や地租の免除等の案件も含まれた。収支の概算や決算に関する案件は合計一四二件、各機関の経常費や各収入以外に、開設費用や臨時費用等の案件も含まれた。特任官の任免に関する案件は合計一九件、数回明文で発表した。

## 3 司法委員会

司法委員会は一九三八年一月に成立、組織大綱の規定によると、同委員会は委員長一名、委員五名を置いた。司法委員会の役割は、法令解釈の統一、判例の変更、議政委員

会に提出する主管事項、所属各機関の簡任官の任免、同委員会を経て議決しなければならない事項だった。日常業務の処理のために、司法委員会は秘書庁を設け、付属機関には最高法院、行政法院、および中央公務員懲戒委員会（中華民国臨時政府）成立二周年の後、行政法院はまだ成立しておらず、最高法院檢察署は臨時政府法部の監督下にあった）が置かれた。司法委員会は毎週金曜日に定例会議を開催し、法令解釈の統一や法令変更について審議し、定例会議は一九三八年は三八回開催、一九三九年は三五回開催された。同会はまた『司法公報』を出版した。

一九三七年一月二四日、日本の内閣を通過した「支那事変処理要綱」は次のように決定した。「華北新政権」の包括する範囲は、「軍事行動の進展具合によつて定めるが、およそ河北、山東、山西三省とチャハル省の一部と定める。冀東自治政府は解消し、新政権と合併させる。察南および晋北自治政府は新政権との合併の機会を待つ<sup>(15)</sup>」。一九三八年四月二一日、中華民国臨時政府は蕭瑞臣を河南省省長に任命し、河南省公署は彰徳（現安陽）に置かれた。中華民国臨時政府の管轄地域は、河北、山東、山西、河南四省と北京、天津、青島三特別市だった。

中華民国臨時政府成立後、地方治安維持会のすべての業務は「臨時政府」に接収された。冀東防共自治政府は一九三八年二月一日に解消が宣言され、同政府に所属する冀東

二二の県は河北省政府の管轄下に置かれた。中華民國臨時政府は日本軍の指揮下で「掃共滅党」の方針を推進し、華北の抗日闘争を大いに傷つけ、華北の被占領区において傀儡統治システムを構築、強化し、華北治安軍を創設し、日本軍の華北での経済的略奪や奴隸化教育を助けた。一九四〇年三月、汪兆銘国民政府が成立すると、中華民國臨時政府は解散を宣言し、その役割は華北政務委員会が受け継ぐことになった。

### 三 華北政務委員会本部および付属機関 各部門の役割

一九四〇年三月、汪兆銘が南京に「国民政府」を樹立すると、華北の臨時政府は日本軍の命令により「華北政務委員会」に改称し、華北における汪兆銘国民政府を代表する行政機関となった。華北政務委員会は名目上は汪兆銘国民政府の付属機関とされたが、南北の傀儡組織の背後に存在する日本のボスが異なるため、華北政務委員会は実際は独立性を維持し、本当の統一は果たしていなかった。

華北政務委員会の統治区域は河北、山西、山東、河南四省の被占領区、北平、青島、天津三特別市、石門等七つの市、二つの特区、二五の道、三四九の県を含んだ。華北政務委員会は委員を一七名から二一名置き、そのうち常務委

員は五名、委員長が統率した。委員の人选は形式上は汪兆銘国民政府の行政院が提出し、中央政治会議を通過した後、汪兆銘国民政府により任せられるはずだったが、実際は華北の日本軍によって決められていた。華北政務委員会は日本人の最高顧問官を置いたが、こうした日本人顧問は華北政権の太上皇であった。最高顧問の下に顧問数人が置かれ、さまざまな政務の指導と監督に協力し、他に参議と諮議若干名を置いた。これらの参議、諮議の類は、一部は各傀儡組織の漢奸首脳、一部は体面を保つために、日本軍に丸め込まれた失意の官僚、政治家であった。いわゆる「参議」は虚名に過ぎなかった。

一九四〇年三月三〇日、王克敏は華北政務委員会委員長に就任、同年六月五日に免職された。同日王揖唐が華北政務委員会委員長に就任した。一九四三年二月八日、王揖唐は免職され、同日朱深が華北政務委員会委員長に就任した。七月二日、朱深が病死すると、同日王克敏が華北政務委員会委員長に再任。一九四五年二月八日、王克敏は免職され、同日王蔭泰が華北政務委員会委員長に就任した。

華北政務委員会の下には内務、財務、実業、建設、教育、治安の六総署、政務、秘書兩庁および最高法院華北分院が置かれた。



## (一) 華北政務委員會本部

### 1 内務総署

内務総署は政権の官吏の任免を主管し、華北被占領区の民政を「管理」した。その下には四つの局が置かれた。

(1) 総務局。内政部の各種法令、規定、規則、方法の制定と修正、同署各付属機関の概算の編制、さまざまな統計（例えば、人口、文化、宗教、団体、災害等）の制定と編制、公文書およびその他庶務事項の受領と発送、を主管した。

(2) 民政局。地方行政の指導と計画（行政区域の区分け、地方行政の施政、地方官吏の業務の調整と訓練、民衆団体の統制および地方の治安強化運動の実施等）、土地の徴取および区分け、飢饉対策および救済、出版および新聞雑誌の統制、モンゴル・チベット各機関の業務および学校の補修の連絡、行政訴訟の受理、を主管した。

(3) 礼俗局。孔子を祭る儀式、冠婚葬祭の方法、地方風俗の改良、古い廟の調査保護、宗教の慈善活動および學術団体の統制管理、を主管した。

(4) 衛生局。中国医学、西洋医学の医師免許の審査発給、医師免許試験の実施、薬品販売の許可証の発行、防疫と対策、保健衛生等の業務を主管した。下には各道・区に「衛生講習所」が置かれた。

### 2 財務総署

被占領区の財産略奪および日本や傀儡政権の各機関への経費を主管、計画した。下には総務局、税務局、会計局、庫蔵局が置かれた。

### 3 治安総署

治安総署は被占領区の「治安」を主管、計画した機関。下には総務局、軍諮局、軍務局、軍学局、軍需局、警政局、宣導局、軍法処、軍医処が置かれた。

### 4 教育総署

教育総署は奴隸化教育に従事し、さまざまな漢奸の養成を「指導、計画」した機関。下には総務局、教育局、文化局が置かれた。

### 5 実業総署

実業総署は華北被占領区の資源略奪を主管、計画した機関。下には総務局、農林局、工商局、砵業局、勞工局、合作局、漁牧局、技術室が置かれた。

### 6 建設総署

建設総署は軍事的、経済的略奪に必要な各種建設を主管、計画した機関。下には総務局、經理局、公路局、水利局、都市局、企画委員会が置かれた。

### 7 政務庁

政務庁は法制度の制定と公布、対外交渉、交通の管理、計画と監査、および情報収集を主管した機関。華北政務委

員会のさまざまな政策、政治運動およびすべての総務事項を請負い、下には法制、交通、外務、審計、情報等の局が置かれた。

(1) 法制局。各種法規の審議制定、制定、公布を受け持った。華北政務委員会が公布した各種法規は、法制局が制定したもの、あるいは各主管公署が起草し法制局が審議制定したものに関わらず、すべて常務委員会の決議が必要であり、その後法制局によって公布施行された。法制局は法規の審査を受け持った。華北政務委員会の各総署、各省公署および各特別市公署が法に従って自ら制定した単行規約については、華北政務委員会法制局の審議を経なければならず、その後公布施行していた。法制局は批准、修正、否認する権力を持っていた。法制局はさらに華北各省市が施行したすべての単行規約や条例を調査、収集、検討し、国民政府司法院に提出し、また法規集等も管理しなければならなかった。

(2) 交通局。同局は華北の鉄道、道路、航路、海運行政、水利建設、電気、郵政、交通、通信を主管した。各機関の条例法規を制定し、華北運輸公司、愛路中央委員会、中華航空株式有限公司、航業总工会、華北電信電話株式有限公司（略称「華北電電」）、華北郵政総局等の機関を指導した。

(3) 外務局。華北傀儡政權と駐屯する各国間の直接交渉

事項を主管した。例えば、対外ビジネス、居留民保護、在留外国人に関する調査統計、東アジアの各種会議への出席、日本留学の選抜や外国人学生の管理、各種臨時対外規約の制定、各機関の日本語文書の翻訳などがあった。

(4) 審計局。華北政務委員会および所属する各省市の予算、決算の審議、統計を担当した。

(5) 情報局。対内対外宣伝計画の制定、国内外の情報取と調査、政府公報の編集と発行、各宣伝団体の指導と管理を担当した。

## 8 秘書庁

秘書庁は会議、公文書および総務事項を担当し、下には文案処および事務処が置かれた。前者は会議の開催、公文書の受領と発送、命令の公布、官吏の任免を担当し、後者は会計、庶務、渉外等日常事務を担当した。

一九四三年一月一〇日、華北政務委員会は、内務、治安、教育、財務、実業、建設の六総署を治安、経済、農務、教育、工務の五総署に改組した。

## (二) 華北政務委員会の付属機関

### 1 華北諮詢委員会

同委員会は在野の軍閥、官僚、政治家等を日本軍が丸め込み手配した有名無実の機関だった。その役割は、華北政務委員会の諮詢、意見陳述および書面での建議のみで、行

政責任は負わず、何の権力も持たなかった。同「委員会」は一九四二年四月に成立し、主なメンバーに、青島に王克敏、章宗祥、天津に龔心湛、靳雲鵬、張鳴岐、呉毓麟、北京には曹汝霖がいた。

## 2 臨時処理法務委員会

同委員会は華北傀儡政権の最高司法機関であり、もともと中華民国臨時政府時期の法部だった。一九四〇年三月汪兆銘国民政府成立後、司法権は名目上汪兆銘国民政府の統制を受け、華北には「最高法院分院」と「最高法院華北分院檢察署」が置かれた。しかし、実際は華北傀儡政権は「独立性」を維持していたため、別途「臨時処理法務委員会」が置かれ、すべての司法事項を統括し、華北各省市の法院の設置や統括、裁判官の登用、民事・刑事訴訟の最終審議と判決を主管した。その他に、各地の監獄、留置所および刑務、司法収入と弁護士登録の管理、司法統計および各種司法事項の単行法規の制定を主管した。王揖唐、劉志敏等が前後して同委員会主席となり、「常務委員には劉志敏、于克容、汪濟般、曹雲鋪、潘晋、史兆徳、妹尾眺（興亜院連絡部事務処）（その外務書記は鈴木岩男<sup>16</sup>）がいた。同委員会は華北各地の法院、最高法院華北分院、最高法院華北分院檢察署、河北省高等法院、山東省高等法院、山西省高等法院、河南省高等法院、青島高等法院を管轄した。

## 3 審査資歴委員会

華北政務委員会および管轄下の各機関の公務員の任免、昇任と降任、異動の経歴審査、勤務評定、公務員の補償申請の審査等の事項を主管した。

## 4 河渠建設委員会

一九四二年八月に成立し、建設総署に属した。華北各市の水路建設の計画と実施および指導を主管した。同会には委員長一名、委員若干名、幹事長一名、幹事一名、組長二名、専門職四名、職員一名、事務員五名、雇用労働者五名、合計一九名が配置された。各省市に分会が置かれ、それぞれ管轄区域内の水路建設に従事した。分会委員長は各省市長が兼任し、支会委員長は県知事が兼任した。一九四二年以降、石門、唐山両河渠工程処が置かれた。

## 5 華北軍管工廠処理委員会

同会は一九四一年七月一日に成立し、興亜院連絡部との交渉、華北日本軍管工廠返還業務の処理に従事した。下に秘書処事務組、技術組、接受組が置かれた。返還申請書の受理と伝達、工場や作業場の調査、資産の鑑定評価、契約の審査調整を主管した。また、工場およびその資産の受領と返還等を主管した。

## 6 華北賑濟委員会

同会は中華民国臨時政府時期、各種社会救済事業を専門に行い、日本軍の占領区の秩序の維持にあたり、「各地の

難民の救済、救済金の貸与、粥施し所の設置等を行った。

#### 7 華北救災委員会

一九四一年三月、平糶（米価が高い時に政府が貯蔵米を安く出すこと）訳者注）を管理し、平糶事務処が置かれた。

#### 8 華北防疫委員会

華北政務委員会委員長王揖唐が会長を兼任し、委員は日本および傀儡政権下の医学界の著名な医師だった（中国人五名、日本人六名）。華北防疫委員会には常務委員室が置かれ、同委員会の下には事務系、連絡系、情報系が置かれた。その「仕事」は華北の各鉄道沿線で規定した防疫中心地区によって、三〇か所の診療所を設置すること、防疫の実施（種痘、伝染病予防注射）、保健業務（助産、売春婦の診断治療）、各地の伝染病調査だった。

#### 9 物資調節委員会

華北の食料の統制、買付、配給、保管に従事した。各地に運銷弁事処（計三七か所）を置き、現地の食料買付と運送・販売業務に従事し、大規模の倉庫を多数設置した。

#### 10 印刷局

華北政務委員会唯一の印刷機関であり、盧溝橋事件以前の財部印刷局が前身だった。

#### 11 華北防共委員会

一九四一年八月に成立し、華北政務委員会に直属したが、北京日本大使館の指揮により、各省市に分会、各県に

支会が置かれた。その他に顧問が若干名置かれたが、日本人が任せられた。同委員会の下には総務処、企画処、指導処が置かれた。総務処は人事、会議、法令、会計、情報工作を主管した機関だった。企画処は防共工作の計画および各地の防共組織編製の準備を主管した機関だった。指導処は調査、宣伝および防共工作を実施した機関だった。同委員会には防共諜報員を育成した「防共人員訓練所」、どのように反共思想を打ちたて、広げるかについて研究した「評議室」が置かれ、また、各団体と連携し反共活動を行った「華北反共大同盟」および逮捕した人間を麻痺させ、惑わせた「啓新院」（旧反省院に相当）があった。その活動範囲は広く、南は南京、重慶にまで深く入りこみ、北は鉄道沿線、各都市に広がり、抗日根拠地にも潜入した。

#### 12 華北防共大同盟

華北防共委員会は華北の各宗教、学術、教育、文化団体および実業団体と連携し「華北防共大同盟」を組織した。大同盟は華北の各宗教、学術、教育、文化団体および実業団体、民衆団体で組織された思想団体であり、華北防共委員会の指揮、監督の下で、同盟内の各団体は華北における防共の使命の完成に協力した<sup>17</sup>。参加団体は主に、中国回教総連合会、華北先天道会、華北理善勸戒烟酒總會、華北中華基督教団、仏教同願会、華北安清道義總會、華北作家協会、北京新聞協会、東亞文化協議会、伊斯蘭青年会、

華北居士林等の団体、民間信仰団体だった。

華北政務委員会のすべての「政務」の実施は、実際は日本軍により決定されていた。その五年余りの間、治安軍は絶えず拡大し、裁判所、警察、監獄および保甲制度を強化し、物資の統制と経済的略奪が実行され、五回の治安強化運動を發動するなど、華北被占領区においてファシズム的統治が進められた。

#### 四 華北傀儡政権の本質

華北傀儡政権は「中華民国」の国号を冠し、民国の元号を使用していたが、これらは表面上の「中国政権」の色で売国行為や、日本軍の傀儡となった実情を覆い隠したものであった。

実際、日本軍内部に置かれた特務機関は華北傀儡政権の政務を「指導」していた。一九三七年一月二四日、日本の内閣は、華北地区における「政治目標は防共親日満政権（華北新政権）を樹立することであり、華北における信望だけではなく、華中、華南における信望も得なければならぬ。この点は非常に重要である。ゆえに指導方針は次の通りとする。(1)上述の政権の首脳となる人物は、全中国で信望のある人材でなければならない。(2)上述の政権は新時代に適應した組織でなければならない。(3)全中国に号令で

きる主義と綱領がなければならない。(4)我が方の上述の政権に対する指導は、政策大綱の制定に關してのみ、日本人顧問によって指導を進め、日本人官吏による行政に対する詳細な指導や干渉は行わない」と決定した。このことから、日本軍の樹立した華北傀儡政権は彼らの中国統治の道具に過ぎず、大小の華北の漢奸も日本の人形に過ぎなかつたことがわかる。

華北政務委員会の下には内務、治安、建設、教育、財務等の各総署が置かれ、山東、河北、河南、山西にはそれぞれ省政府が置かれた。省の下に道（責任者は道尹と呼称）、道の下に県（省、県は当初公署と呼称したが、一九四三年一月それぞれ省政府と県政府に改称）が置かれた。行政体系は汪兆銘国民政府の下に華北政務委員会、以下省政府、道公署、県政府、区公所の順だった。形式的にはまるで自ら作り上げた中央集権国家のように見える。しかし実際は日本軍が直接コントロールした傀儡政権であった。日本人戦犯古海忠之らの供述によると、「華北四省と蒙疆地区は華北方面軍司令官の手中にあり、その指揮下にあった。第一軍が山西省、第十二軍が山東省と河南省を担当し、蒙疆は蒙疆軍がコントロールした。華北政務委員会は自分の意図で各省をコントロールする力は無かつた<sup>19)</sup>。省長は日本軍司令官に絶対服従であり、もし華北政務委員会が省長に命令を下しても、その命令が華北方面軍の命令あるいは指

示の下で現地の軍司令部に伝わっていないければ、華北政務委員会の命令は一枚の紙切れに過ぎず、何の効力も無かった。現地の日本軍が反対する限り、省長が執行すべき華北政務委員会の命令も遂行しようがなかった。「省から下層部にいたるまで、このような関係にあつた。もし道尹が省長の命令により県長に指示しようとするならば、軍司令部が師団、旅団司令部に、省特務機関が地方特務機関と同様の命令や指示を下していなければ、道尹には何の力もなかった。道あるいは県でも、各地のそれぞれの特務機関と日本軍部隊長の意図に合わせなければ、何もできなかった。こうした体制は基本的に全占領区に及んでおり、「軍の要求」は絶対至上命令となつていた」。

盧溝橋事件以後、華北方面軍は政治、経済に関する業務を特務部に移した。興亜院華北連絡部成立後は特務部を廃止し、参謀部第四課より上述の事項について興亜院（公使館）が華北政務委員会との間で連携を取りながら協議するように変更された。一九三七年一月、大阪の財閥の長老で文部大臣を経験したこともある平生汎三郎が華北方面軍最高顧問に就任し、華北の資源を略奪する開発会社成立のために、一連の準備工作を進めた。中華民国臨時政府成立後、日本は再び内務官僚を派遣し、内務大臣を歴任した湯沢三千男が中華民国臨時政府の行政顧問に就任し、満州国総務長官を歴任した大達茂雄が法制顧問に就任した。興亜

院を中心として、日本は政治、経済、文化等各方面で引き続き侵略を進めていった。表面上は臨時政府やその後の華北政務委員会には「希望」「要求」「意見」の形で提出したが、同時に内部に配置した次長、顧問、専門職員等実権を握つていた日本人を指揮し、考え通りに行動させ、その執行の状況について監視、督励した。

日本軍の派遣した顧問は事実上傀儡政権のすべての権力を握る責任者兼監督者であり、華北傀儡政権の太上皇だつた。一切の政務の実施、人事の任用について、批准があつてはじめて執行することができ、華北の重要な政策についても華北派遣軍、特務機関および華北の大使館が互いに協議し決定した後に、漢奸たちが執行していた。この他にも、日本軍は各重要部門に専門家を配置し、さまざまな重要な政策の実施について監督、設計していた。華北政務委員会は表面上は南京汪兆銘国民政府の指揮を受けていたが、「陰では日本直属の別の傀儡国であり、南北の物流には関税の壁が存在し、出入りにはパスポート発行が必要など、完全に国と国との間の関係であり、中央と地方の間関係ではなかった。日本は南京に重光葵大使を置き、北平に塩沢清宣公使を置いたことから、二つの国家が対峙していたことは明白だつた」。

華北傀儡政権の裏切り者たちは争つて媚を売り、愛想尽かされることのみを恐れた。また、漢奸たちの構成は複雑

で、それぞれが自分の一派に引き込み合い、互いに権力を奪い合い、暗闘は止むことはなかった。例えば、王克敏は北洋政府の失意の政治家であり、朱深と王揖唐は「安福系」、余孽と齊燮元は「直隸系」の残党、王蔭泰は「直魯系」の政治家、殷同と汪時璟は日本軍が長期にわたり育成した走狗、周作人と張心沛は貧困極まって日本軍から金銭と地位を受け取り、買われた御用文人だった。これらの漢奸たちはそれぞれ一派を成し、それぞれに黒幕が存在し、それぞれが手下を持ち、それぞれに勢力を形成し、順に権力を独占した。

中華民国臨時政府時期および華北政務委員会の初期、王克敏は華北傀儡政権を担ったが、その黒幕は日本の特務機関長喜多誠一だった。一九四〇年三月汪兆銘国民政府が南京で成立、日本の演出のもとで、南北傀儡政権は「合流」した。喜多誠一と汪兆銘国民政府の政治上の摩擦を避けるために、喜多は日本国内に「栄転」させられ、華北連絡部次長森岡卓が部長に昇進し、塩沢が華北連絡部次長に昇進した。この人事異動は王克敏にとっては、喜多という「支持者」が去り、森岡という「仇敵」が昇ってきたことを意味した。さらには汪兆銘と王克敏との間に存在する「青島会談」前後の矛盾もあり、一九四〇年六月王克敏は華北の漢奸の権力闘争の中で辞職した。

王克敏が下野する前に、汪兆銘と華北連絡部次長森岡は

協議し、互いに二名の「委員長」候補を提示した。森岡の提示した人選は靳雲鵬と曹汝霖、汪兆銘の提示した人選は梁鴻志と王揖唐だった。最終的な選挙結果は、靳、曹ともに就任を拒否し、梁鴻志は華北との関わりが浅かったため、汪兆銘と森岡双方共に王揖唐を華北政務委員会委員長に就任させることで同意に至った。華北連絡部次長塩沢はある関係により、王揖唐に対する信頼が厚く、王揖唐の華北政務委員会委員長就任に力を尽くした。王揖唐が華北政務委員会の内政を握ると、齊燮元は軍権を掌握し、汪時璟と殷同は互いに財政と実業の大権を握り、連れ立って悪事を働き、一方では互いに秘策を戦わせて争った。

一九四一年太平洋戦争が勃発すると、日本軍は華北に「後方兵站基地」を設立することが急務となった。しかし王揖唐という「凡人」では「任務」の完成はあり得なかった。汪兆銘は他人の力を利用して相手を倒すべく、「華北政権の奪還」をうかがっていたところ、王揖唐は「汚職」が発覚し、一九四三年二月に辞職に追い込まれた。その後、朱深が華北政務委員会委員長に就任した。もともと汪兆銘は腹心の褚民宜を王揖唐に替わり「華北政務委員会委員長」に任ずることを決定していたが、日本の駐南京国民政府大使重光葵が汪兆銘に「我が国は華北将領に朱深を推薦したい」と通告した。汪兆銘は「一人安福系が去り、別の安福系に替わったのに、なぜまた挙げる必要があるのか」



と考え、汪兆銘集団は密かに協議し、強引に先に褚民宜の就任命令を發表することを決めた。このことが日本側に知られると、再び重光葵がやってきて、汪兆銘と接見した。

日本側は、第一に朱深は必ず汪の命令に服従する、第二に「汪兆銘に、日本皇軍はこれまで最もメンツを重んじてきているので、華北の日本軍将領のメンツを傷つけないことを勧める」と伝えた。汪兆銘は首を縦に振るしかなかった。

一九四三年七月、朱深は就任後五か月で病死した。華北の日本軍の支持の下で王克敏は再起し、華北政務委員会委員長に再任した。王克敏は華北政務委員会の機構と人事の調整を看板に掲げ、意見を同じくする者と徒党を組み、意見を異にする者を攻撃し、敵対する者は排除した。王克敏と齊燮元が権力の分配で亀裂を深めるにしたがって、華北政務委員会委員長に再任した王克敏は参戦体制構築の名の下で、齊燮元勢力の排除を画策するようになった。腹心の王蔭泰と汪時璟らとの協議を経て、王克敏は一九四三年一月一〇日に召集した華北政務委員会臨時常務委員会会議において、機構の改組と人事調整案を通過させた。内務、治安、教育、財務、実業、建設の六総署を治安、経済、農務、教育、工務の五総署に改組した。王蔭泰は常務委員、総務庁長、内務庁長、農務総署監督、物資物価処理委員会常務委員を兼任し、さらに汪兆銘国民政府の全国経済委員会委員にも任ぜられた。会議当日、齊燮元は外交大樓に到

着するとすぐに彼の護衛が伏せられていた別の護衛隊に武装解除させられた。王克敏は改組案と事前に用意してあった辞表を取り出し彼にサインを迫ったが、齊燮元はサインを拒絶した。王蔭泰らがあればこれとため説得させ、齊燮元はようやく「齊燮」の二文字をしぶしぶサインし、憤慨して去った。次の日、上述の機構改組と人事調整案は汪兆銘の中央政治会議第一二九回会議で追認された。

王克敏が華北政務委員会委員長に再任した時、健康状態が良くなかった。数十年にわたる贅沢で淫靡な生活のため止められなくなっており、身体はひどく衰弱していた。華北政務委員会委員長の座には二度と登れなくなっていた。それ以外にも、王克敏と王蔭泰との間の亀裂も次第に先鋭化していた。一九四四年一月一六日、王蔭泰は汪兆銘の腹心周仏海に会いに行った。王蔭泰は少しも王克敏との亀裂を隠そうとせず、華北政務委員会委員長の職に就きたい意思を伝えた。周仏海は彼の日記の中で「王蔭泰が来て華北問題を語った。この人物は以前王克敏を推していたが、今はこれに取って代わりたいたいと言う。ひどいものだ。権力というものは何と人間を駄目にするものなのか」と書いている。一九四四年一月二三日、周仏海は日記でまた「汪時璟と会い、華北の政情について語った。汪と王克敏、王蔭泰は時に合い、時に分かれている。まず蔭泰が克



敏と協力し汪を抑えたが、今は克敏が汪を以って蔭泰を抑えている。詰めの段階に至っても尚秘策をめぐらし相争っている。中国人は本当に前途がない」と書いてある。このことから、王克敏と王蔭泰の間の亀裂と鬭争も王克敏の二度目の下野の原因のひとつであることがわかる。一九四五年二月八日、汪兆銘国民政府最高国防会議第六四回会議で、王蔭泰が王克敏に替わり華北政務委員会委員長兼新民会会長に就任することが決定した。二月一八日、王蔭泰は華北政務委員会を改組し、杜錫鈞、汪時璟、文元模、陳曾栻、唐仰杜がそれぞれ綏靖、経済、教育、農務、工務総署監督に就任した。二月二〇日、河北、山東両省の省長および北京、天津両特別市の市長が交代した。三月八日、汪兆銘の中央政治会議第一四五回会議で王蔭泰を「新国民運動促進委員会」委員、常務委員とすることが決定した。

王蔭泰が華北政務委員会委員長を引き継ぐ時、日本軍の敗戦は時間の問題であった。『周仏海日記』の記載によると、一九四五年四月三日、周仏海は王蔭泰を訪問し、政治の趨勢と対策を語った。周仏海は感嘆して「かつて一年以上住み、大病を患った迎賓館に赴くと、その情景が浮かび心が痛み、次々と感慨を覚える。人生は映画の如く、一幕がやっと終わるとまた一幕がやって来る。人の世は常ならざるものであり、舞台の中の人間はどうやって事前に計画することができるだろうか」。その夜、梅思平らを接待し

た際には「情勢と前途について語ったが、大切な道理をわかつていないようだ、いったいどうしたものか」とも書いてある。その後、王蔭泰が漢奸とされ裁判を受けた際も、当時同盟国のアメリカがすでにフィリピンを陥落させ、続いて硫黄島に上陸、ステイルウエルロードも開通し、まさに全面反撃が発動しており、日本がやがて崩壊するだろうことは認めている。しかし、王蔭泰は欲に目がくらみ、華北傀儡政権の「政府首脳」という地位を堪能するため、自ら喜んで落とし穴にはまっていったのである。

以上のことから、華北の漢奸は互いに軋轢が生じ、日本帝国主義の各軍閥間の暗闘を反映していたことがわかる。華北の傀儡政権の組織機構に関する考察と研究は、日本軍の「華を以って華を治める」という陰謀をより一層明らかにすることができ、また、政治史の面から日本軍国主義が中国を滅亡しようとする野心を明らかにすることができる。

## 注

〈1〉 郭貴儒・張同業・封漢章『華北偽政権史稿』「前言」社会科学文献出版社、二〇〇七年、九一—一〇頁。

〈2〉 これらの氏名は北京市檔案館所蔵の「北平地方維持会取締万国盟紅十字会組織平糶管理委員會的訓令、公函及社局局的呈文（附維持会簡章、名單）」（民国檔案】002-002-

- 00097)より引用。(11)で列挙されているのは一九三七年八月四日冀察政務委員会秘字第一〇九〇〇号訓令中の北平地方維持会常務委員名簿である。一九三七年九月初旬の北平市地方維持会常務委員名簿では、潘毓桂、王沢民が加わり、周覆安が消えていた。
- 〈3〉『華北日報』一九三七年八月二〇日。
- 〈4〉「北平市地方維持会簡章」北京市檔案館蔵、民国檔案 J002-002-00097。
- 〈5〉「北平市地方維持会顧問一覽表」北京市檔案館蔵、民国檔案 J002-007-01372。
- 〈6〉「天津市治安維持会章程」天津市委党史研究室等編『日本帝國主義在天津的殖民統治』天津人民出版社、一九九八年、四九頁。
- 〈7〉高凌霨「天津市治安維持会成立之經過」一九三七年一月、河北檔案館蔵 D693・62-101-C2。
- 〈8〉「河北地方維持連合会在北平成立」『庸報』一九三七年八月二日。
- 〈9〉「偽中華民國臨時政府組織大綱」一九三七年二月、中国第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』第五集第二編付録(上)、江蘇古籍出版社、一九九七年、二二頁。
- 〈10〉伏生撰『尚書大伝』、『辞海』縮刷本、上海辞書出版社、二〇〇〇年、五〇三、一三四九頁より引用。
- 〈11〉「処理中国事変綱要」(一九三七年二月二四日)、復旦大学歴史系日本史編訳組編『日本帝國主義対外侵略史料選編』上海人民出版社、一九七五年、二五〇頁。
- 〈12〉秦孝儀主編『中華民國重要史料初編 対日抗戰時期』第六編、愧儡組織、台北、中国国民党中央委员会党史委员会、一九八五年、二二九頁。
- 〈13〉行政委員会情報処「中華民國臨時政府成立二周年記念」北京市檔案館蔵、民国檔案 057-001-00661。
- 〈14〉同右。
- 〈15〉前掲「処理中国事変綱要」二五一頁。
- 〈16〉「華北敵偽政治機関団体人名録」上冊、河北省檔案館蔵、革命歴史資料 E85-16。
- 〈17〉同右。
- 〈18〉前掲「処理中国事変綱要」二五〇―二五一頁。
- 〈19〉古海忠之等「日本对華北偽政權の操縱機関」、中央檔案館・中国第二歴史檔案館・吉林省社会科学院編『汪偽政權』中華書局、二〇〇四年、二八二頁。
- 〈20〉同右。
- 〈21〉陶菊隱『孤島見聞——抗戰時期的上海』上海人民出版社、一九七九年、一九九頁。
- 〈22〉同右、二〇二頁。
- 〈23〉同右。
- 〈24〉同右、二〇二頁。
- 〈25〉蔡德金編著『周仏海日記』下、中国社会科学院出版社、一九八六年、一一〇九頁。
- 〈26〉同右、一一二頁。
- 〈27〉同右、一一七二頁。
- 〈28〉同右。